

## 令和2年第12回北上市教育委員会定例会

1 日 時 令和2年8月26日（水）午前10時00分

2 場 所 北部交流館 会議室

3 議事日程 別紙

4 会議に出席した委員

平野 憲

高橋 きぬ代

照井 渉

佐藤 和美

高橋 隆紀

5 説明のため出席した職員

(1) 教育部

教育部長	斎藤 昌彦
総務課長	澤藤 樹史
学校教育課長	高橋 秀和
子育て支援課長	石川 貴洋
文化財課長	小田嶋 知世
学校給食センター所長	高橋 良枝
中央図書館長	児玉 康宏
博物館長	杉本 良
鬼の館長	島津 秀仁

(2) まちづくり部

まちづくり部長	小原 学
生涯学習文化課長	及川 勝彦
スポーツ推進課長	平野 大介

## 6 議事の大要

教育長の事務報告後、議事が行なわれ、付議された次の議案2件及び協議7件が原案のとおり可決、承認された。

- 議案第20号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について
- 議案第21号 北上市立幼稚園規則及び北上市学校給食センター規則の一部を改正する規則について
- 協議第26号 北上市立学校条例及び北上市立保育所条例の一部を改正する条例について
- 協議第27号 北上市立保育所規則の一部を改正する規則について
- 協議第28号 北上市学童保育所条例の一部を改正する条例について
- 協議第29号 北上市行政手続における個人番号の利用等条例の一部を改正する条例について
- 協議第30号 北上市行政手続における個人番号の利用等規則の一部を改正する規則について
- 協議第31号 北上市一時保育事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示について
- 協議第32号 北上市新生児特別定額給付金支給事業実施要綱について

以下、会議の概要は次のとおりでした。

(開会 午前10時00分)

教育長

ただいまから令和2年第12回北上市教育委員会定例会を開催いたします。

ただいまの出席者は5人であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

日程第1、会期の決定を行います。

今定例会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第2 報告「1 教育長事務報告」に入ります。

資料は、定例会日程の次にあります、教育長事務報告を御覧ください。

(別紙教育長事務報告により説明)

ただいまの報告について、御質問がございましたら、お願いします。

(「無し」との発言あり)

教育長

それでは日程第3 議事に入ります。

議案第20号「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

ただいま上程になりました議案第20号教育委員会の権限に属

する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について、提案の理由を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務付けられております。

これは、教育委員会が行う事務事業の点検評価を行うことにより、課題や取組の方向性を明らかにし、効果的な教育行政の推進を図るとともに、住民への説明責任を果たしていくという趣旨によるものであります。このことから、北上市教育振興基本計画に基づく令和元年度教育行政施策の執行状況について、点検及び評価を行い、報告書としてまとめようとするものであります。よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願いいたします。

教育長

ただいま提案されました議案第20号について、御質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

子育て支援課長

基本方向「子育て支援」、施策領域第1「子育てと仕事が両立できる環境の充実」については、保育サービスの充実、児童の健全育成を施策として展開しております。

総括としては、令和元年度において、新たに2箇所の小規模保育所と1箇所の事業所内保育所が設置され、33名分の定員増を図った所ではありますが、まだ、待機児童は発生している状況となっております。原因としては、保育士不足等もあるかと分析しており、喫緊の課題となっていると捉えております。

次の施策領域第2「子育て家庭への支援」については、経済的支援、ひとり親家庭などの支援を施策として展開しております。総括としては、昨年度10月から幼児教育・保育の無償化として、3歳以上の子どもは保育料が無償となっており、3歳未満の子どもの保育料は、これまで通り発生するものの、市として国以上に軽減幅を拡大し軽減している所であり、その事業を継続したいと考えております。

次の施策領域第3「地域における子育て支援の推進」については、子育て支援サービスの充実、私立幼稚園及び私立保育所への支援を施策として展開しております。

総括としては、ファミリーサポートセンターや地域子育て支援センター等において、子育て相談を受けておりますし、子育て支援コンシェルジュを配置し、併せて、相談業務を実施しております。利用者も増加しており、引き続き、これらの事業を継続したいと考えております。

次の施策領域第4「子どもの健やかな成長をはぐくむ環境の整備」については、幼保小等連携の充実、施設環境の整備を施策として展開しております。

総括としては、幼保小連携事業を実施し、幼児教育、小学校教育の円滑な接続を実施できたと評価しております。

最後に施策領域第5「保護をする児童などへのきめ細やかな取り組みの推進」については、児童虐待防止、要保護児童、障がい児への対応も含めた分野となっております。

平成30年の事件を受け、児童保護業務については、内部監査等による業務改善計画に基づき、適切な児童保護業務の取り組みを進めて参りました。

以上となります。

学校教育課長

評価が昨年度から変わった項目を中心に説明いたします。

英検受験料補助事業について、昨年度から評価は変わっておりませんが、数値的に捕捉しますと、英検受験者数は1,990名であり、昨年度に比べ56名減少しておりますが、生徒数自体の減少も影響しており、評価には影響ないと考えております。

また、英検3級を所持している中学3年生の割合では、平成30年度の46.3%と比較し、令和元年度は53.9%と大きく向上し、全国の同数値43%も大きく上回っており、当市の特徴ではないかと捉えております。

「2 心豊かでたくましい人間の育成」における「体験活動の推進」について、平成30年度のC評価から、平成31年度はB評価しております。評価向上の理由としては、児童生徒のボランティア活動として、全国各地の災害被災に対し、児童会や生徒会が率先して募金活動等を進める姿が多く見られております。募金活動等が多いこと自体は評価にはつながりませんが、

児童会や生徒会が率先して活動した点を評価してB評価としたものとなります。

「3 就学支援の充実」における「帰国子女等支援事業」について、平成30年度のA評価から、平成31年度はB評価としております。この理由としましては、昨年度の年度途中に東南アジア方面の児童生徒が増加し、補正予算対応により通訳支援を行っておりました。年度当初からこのような状況を想定できず、当局サイドとしての見込みが不足していたことから、その点を評価したものです。

以上となります。

総務課長

当課の所管は、施策領域第3「学校、家庭、地域との連携による教育の充実」、施策領域第4「小中学校における教育環境の整備」となります。

主な事業としては、施策領域第4の教育環境の整備として、黒沢尻北小学校外空調設備設置工事を実施しており、小学校12校の普通教室に対して設置しております。また、江釣子中学校長寿命化改良工事については、昨年度から第1期工事を開始しており、次年度までの3ヶ年事業となっております。

黒沢尻北、飯豊小、二子小学校トイレ便器洋式化工事についても、年度を跨いで事業を進めております。

計画した整備事業は予定どおり実施しておりますが、施設整備 자체はまだ不足しております、評価は変えておりません。

適正配置事業について、笠松小学校改築では、設計業者をプロポーザルにより決定し、設計を進めており、今年度、校舎の工事を計画しております。

東部地区統合小学校については、建設予定地の売買を進め、先週、校舎設計のプロポーザルを実施し、事業者を決定しております。笠松小学校とは1年ずれる形となりますが、同様の形で事業を進めることとしております。

その他に適正配置に係る事業としましては、北上中学校と東陵中学校の統合に係り、北上中学校生徒保護者へアンケートを実施し、学区変更や学校選択制等が効果的かどうか意向調査しております。その結果を受け、今年度更に検討を進めたいと考えております。これらの1歩ずつではありますが事業進捗を踏まえ、評価をAとしております。

また、昨年度、南部学校給食センターの建設が完了し、同施設での運営が今年度から実施されております。

以上となります。

学校給食センター長 学校給食の充実として、新鮮な地元野菜の利用を進めており、35%の目標値に対し、昨年度は、北上産の野菜が入らなかつたこともあり達成できない状況となつておりました。

今年度は、納入業者登録制度の活用により、北上産野菜の導入を進めております。

南部学校給食センターの運用としましては、令和元年度中に学校給食における食物アレルギー対応マニュアルを作成し、南部及び北部の給食センター管内へ15食を提供しております。また、南部学校給食センターは市として初のPFI制度による運用となっており、業務のチェックについては、事業者と日々打ち合わせしながら進めている状況となっております。

以上となります。

生涯学習文化課 「生涯を通じた学習機会の充実」における「年代や社会情勢に応じた学習機会の提供」として、交流センター生涯学習事業を市内全16地域に対し、それぞれの年代に応じた学習事業をお願いしております。また、講座開催事業については、当課にて実施する事業となっており、それぞれ交流センターを中心に企画実施いただいてはおりましたが、例年に比べ事業数、延べ参加者数が昨年度より減少しており、評価を下げております。また、リピーターに支えられた学習事業が多く、広く裾野を広げることが必要となっている点も踏まえて評価を下げおりました。

「家庭や地域などが連携した社会教育の推進」における「家庭や地域の教育力の向上」について、身に着けたい生活習慣として、北上っ子5つのやくそくの推進、読書習慣の定着を進めておりました。小学校1学年児童及び幼稚園等に入園している3歳児の保護者へのチラシ配布、読書の集い等での周知を進めています。

以上となります。

博物館 「1 社会教育施設の効果的、効率的運営」と「2 郷土学

習推進体制の充実」について、博物館は、本館での歴史を中心とした人文科学の展示と、和賀分館での自然科学を中心とした展示を行っております。

課題としましては、本館では子ども目線が不足している点、和賀分館の活用が不足している点となっておりました。これらに対する取り組みとして、本館での企画展において、日本財団の補助金を入れ、実物大の艦を屋外テラスに展示し、子ども達が中に入り、艦の大きさを体験できる展示を実施いたしました。更に、小学校の教科書に併せた「昔の道具とくらし」展を開催し、小学生の団体の見学を受け入れております。

和賀分館では、「世界のカブト&クワガタ展」を子ども達の夏休みに合わせて開催し、多くの子ども達に来場いただきました。これらは昨年度から継続して実施しており、評価をAとしておりました。

企画展に合わせた形で子ども達の体験学習機会を提供できたと思っております。

今後の課題としては、和賀分館の自然科学分野における専門の学芸員がおらず、外部の人材を活用している点と捉えております。

以上となります。

#### 鬼の館

「鬼の館企画展・特別展開催事業」として、昨年度は、6事業の企画展、特別展を開催しております。

総括としては、鬼の館では、企画展、特別展及び教育普及事業に力を入れた結果、入館者数が26,193人となり、昨年度より1,822人増加し、前年度から7.5%の増加となっております。

平成23年の震災により15,000人台まで減少しましたが、8年で1万人増加し、平成17年度の入館者数まで持ち直しております。

また、「鬼の館芸能公演開催事業」として、昨年度は、新型コロナウィルス感染症対策の関係から、当初14回を予定しておりました公演のうち、1回中止し、年間13回の公演となっておりました。観覧者数は、前年比較で12%、221人増の1,980人となっております。

ポスター掲示手法を工夫した点が効果的だったのではないかと思っております。

以上となります。

図書館長

「図書館資料の整備と読書活動の推進」における「図書資料整備事業」については、一般書、児童書、視聴覚資料10,752点を収集し、新聞雑誌等逐次刊行物135誌を受け入れ、利用者の要望に沿った資料を収集することができたと考えております。

「読書推進事業」については、赤ちゃん向け、大人向けなど年代毎に事業を開催し、合計84回開催し、延べ3,286人の参加をいただきました。

この外、昨年度は、手づくり作品展を実施しており、引き続き魅力ある図書館づくりに努めたいと考えております。

以上となります。

スポーツ推進課長

「第1 誰もが気軽に親しめるスポーツの推進」については、生涯スポーツに関わる事業となっており、市の体育協会やスポーツ推進委員等と連携した取り組みとなっており、出前講座でニュースポーツの紹介をする等、出前講座の中でも人気メニューとなっております。スポーツをする機会の提供、恒常的なスポーツ活動につながるきっかけ作りが順調に出来ていると捉えています。

次に競技スポーツに関わる内容としては、上位大会への参加費や競技団体が市内で開催する大会、体育協会が実施する選手強化事業への補助が主な事業となっております。

大会の開催については、昨年度、東日本規模や全国規模の大会が開催されており、強化事業についても、小中学生の全国大会や年代別の全国大会への出場がなされるなど、岩手国体から強化が継続されている事業として、順調に推移しております。

最後に、施設整備としては、北部交流建設を始め、江釣子野球場への防球ネットを設置しております。なお、今後も建築物最適化に基づき、施設整備を進めることとなりますが、今年度から来年度にかけて、江釣子野球場は大規模改修設計工事を予定しております。

今年度、スポーツ推進計画の見直しとなっておりますので、後期計画の策定により、更にスポーツの推進を図りたいと考えております。

以上となります。

## 生涯学習

北上地区高等学校合同作品展開催事業として、北上地区の高校の美術、書道、写真部生徒の作品展示、茶道部・書道部生徒による実演を実施しております。また、芸術文化功労顕彰事業として、芸術文化活動に対する顕著な功労、高い成績があつた個人や団体を表彰しております。

市民芸術祭では、市内の多くの方々の展示、ステージ発表等を半年間を掛けて実施しております。

更に、芸術文化の各施設である北上市文化交流センターさくらホールの管理運営を指定管理として、一般財団法人北上市文化創造に運営いただいております。

「詩歌のまちづくりの推進」として、サトウハチロー記念「おかあさんの詩」全国コンクール第23回を開催しております。例年以上に市内小中学校から多くの応募をいただき、目標の3,000点に近い応募となっております。上位入賞者も市内の子どもとなっており、関係者の皆様のご尽力に感謝申し上げる次第です。また、姉妹都市や友好都市等からの応募も徐々に増えており、文化交流も進んでいる所となっております。

日本現代詩歌文学館運営委託事業としては、詩歌のまちづくりの拠点として、日本現代詩歌文学館についても指定管理にて運営いただいております。

以上となります。

## 文化財課長

「歴史、文化遺産の保存と活用」については、「地域に残る文化財の保護と保存」、「民俗芸能の育成と伝承推進」、「歴史的空间の確保と活用」を施策として展開しております。

「地域に残る文化財の保護と保存」については、4事業を実施しており、新たに八天遺跡の内容確認調査を実施しております。国指定史跡の八天遺跡の整備に向けた内容確認調査として着手した事業であり、今年度も引き続き保存活用計画の策定を進めることとしております。また、遺跡の発掘調査については、最近の開発事業の増加に伴い、調査件数自体も増加しております。

「民俗芸能の育成と伝承推進」については、北上市民俗芸能推進事業として、令和元年度に民俗団体連合会から北上市民俗芸能協会に組織変更し、芸能団体のほか個人会員や一般団体も

登録した組織へ変わっております。この組織変更に係り、支援手法も、団体活動支援、文化財の価値の保存普及、公演機会の確保等と、市としての関わり方も各方面からの支援に変わってきております。また、民俗芸能保存育成等補助金については、団体のニーズに合わない部分も出てきており、評価を下げたものであります。

「歴史的空間の確保と活用」については、文化財の周知のため、文化財説明板等設置整備や史跡用地の購入をしております。また、発掘調査成果資料等公開として、埋蔵文化財展を昨年度から、鬼の館を会場に2ヶ月の長期間に渡って開催したことにより、来場者が前年度から倍増しております。会場については、関係機関との連携を今後も検討する必要があると捉えております。

以上となります。

教育長

改めて、まずは、子育て支援分野に係るご質問等ございますか。

高橋きぬ代委員

延長保育促進事業、一時保育事業費補助金において、どちらも評価がBとなっており、保護者のニーズを満たすための事業拡大を課題として整理されておりますが、ニーズとは数値的なものなのか、質的なものなのか、どちらでしょうか。

また、児童虐待防止対策の充実について、評価がBからAに変わっておりますが、その根拠をご説明ください。

子育て支援課長

延長保育促進事業、一時保育事業費補助金に係るニーズの捉え方については、平成30年度に子ども・子育て支援事業計画の策定に係る調査を実施しており、延長保育や一時保育のニーズを確認した所、必要との声が多い状況がありました。

延長保育も全園が実施しておらず、公立も7園中3園のみの実施となっております。様々な要因で全園での実施が出来ていない状況ではありますが、調整を図りながら、実施園の拡大を進めたいと考えており、B評価としたものです。

また、一時保育についても、市内で1園のみの実施となっており、こちらも実施園数の増加が必要と捉えており、同様にB評価としたものです。

児童虐待防止対策の充実に係り評価が上がった件については、平成30年度の事件を受け、内部監査における業務改善計画に基づき、児童保護業務、相談体制を見直したことから、A評価としたものとなります。

高橋きぬ代委員

ニーズについては、市としては全園で行う必要があると捉えているものの実施が出来ていないというものであって、保護者からの特定の園での実施要望を聞いたものではないという整理でよろしいでしょうか。

子育て支援課長

お見込みのとおり、市全体に関わるニーズとなります。

教育長

その他、子育て支援分野に係るご質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、次に学校教育分野に係るご質問等ございますか。

高橋きぬ代委員

栄養職員による給食指導の評価が変わった理由、新たに評価項目として追加された中学校部活動指導員事業の進行状況について、お教えください。

学校給食センター長

例年3センター毎に県の栄養教諭が学校に出向き、食育指導しているものとなります。昨年度は、北部学校給食センター36回、西部学校給食センター59回と実施しておりましたが、中央学校給食センターでは、人員不足等もあり、食育指導実施回数が0回となっておりました。このことから、B評価としたものであります。

今年度以降は、栄養教諭が、積極的に学校訪問しやすい業務体制としております。

学校教育課長

中学校部活動指導員事業については、教職員の負担軽減と働き方改革として国、県の指導の下、実施したものとなります。

当初12名で検討し、9名の配置となっております。学校が要望する種目の指導員配置が難しい点が課題として残っております。

教育長

その他、学校教育分野に係るご質問等ござりますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、次に生涯学習分野に係るご質問等ござりますか。

高橋きぬ代委員

意見となりますが、子ども権利条約やこどもにやさしいまちづくりの視点から、博物館、図書館、鬼の館において、現在の子どもに合わせた事業を企画し参加いただいている段階から、1歩進み、子どもたちが企画から参加する事業を検討してはいかがでしょうか。

今後策定する教育振興基本計画においても、各公共施設でも同様の視点を持ち、子どもの権利につながる工夫してみても良いのではないかと思われます。

教育部長

子どもの権利条例については、ご存じのとおり今年度から検討を始めており、その中でも、こども会議等、子どもの意見を取り入れることが1つの大きなテーマになるかと思っております。各施設での取り組みも含め、全体的に子どもの意見の直接的な収集について検討したいと考えております。

教育長

その他、生涯学習分野に係るご質問等ござりますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、次に社会体育分野に係るご質問等ござりますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、次に文化分野及び資料も含め、ご質問等ござりますか。

高橋きぬ代委員

教育費関係決算額について、教育関係が手厚くなっていることは分かりますが、市全体における教育分野の割合も提示してはいかがでしょうか。

子育て支援は国の予算を使いながらも確保しているのかとは思われますが、一方で学校施設整備の予算は不足しているのではないかと思われ、市全体予算と比較することで教育費に対する全体的な配分が見えるかと思われますが、いかがでしょうか。

教育部長

決算の表記については、ご意見を参考に次年度対応させていただきます。

なお、概算にはなりますが、昨年度は一般会計予算400億となっており、内教育費が116億となっており、大きな割合を占めているものとなります。ただし、教育費のうち、民生費57億は、児童手当等となっており、事業費の多くを占めております。

市全体としても生活保護費等も大きな割合となっておりますが、それ以外の部分では教育に大きな割合を取っている状況となっております。

教育長

今年度の市全体予算としても、民生費が一番の割合を占めており、次いで教育費となっておりますが、昨年度からの伸び率は教育費が一番高い状況となっており、力を入れている所となっております。

ただし、今年度は、新型コロナウィルス感染症対策として補正しておりますので、最終決算では変わる可能性もございますが、当初予算では、教育費に力を入れている所でございます。

改めて、全体に対して質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、議案第20号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第21号「北上市立幼稚園規則及び北上市学校給食

センター規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。子育て支援課長。

子育て支援課長 ただいま上程になりました議案第21号北上市立幼稚園規則及び北上市学校給食センター規則の一部を改正する規則について、提案理由を申し上げます。

北上市立横川目幼稚園及び北上市立横川目保育園の民営化による認定こども園の設置に伴い、当該園を廃止するため、規定を削除しようとするものであります。

施行日は、令和3年4月1日とするものであります。

以上、よろしく御審議の上、原案のとおり議決賜わりますようお願い申し上げます。

教育長 ただいま提案されました議案第21号について、御質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

(担当課長より「無し」との発言あり)

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、議案第21号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との発言あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

お謀りします。

次の協議第26号「北上市立学校条例及び北上市立保育所条例の一部を改正する条例について」と協議第27号「北上市立保育所規則の一部を改正する規則について」は、関連がありますので、一括して協議したいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

御異議なしと認めます。よって、協議第26号及び協議第27号は、一括して協議いたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。子育て支援課長。

子育て支援課長

ただいま上程になりました協議第26号北上市立学校条例及び北上市立保育所条例の一部を改正する条例及び協議第27号北上市立保育所規則の一部を改正する規則について、協議理由を申し上げます。

北上市立横川目幼稚園及び北上市立横川目保育園の民営化による認定こども園の設置に伴い、当該園を廃止し、条例及び規則の規定を削除しようとするものであります。

施行日は、令和3年4月1日とするものであります。

以上、よろしく御協議の上、承認賜わりますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました協議第26号及び協議第27号について、御質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

(担当課長より「無し」との発言あり)

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、協議第26号及び協議第27号は、原案のとおり可決

することに御異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

御異議なしと認めます。よって、協議第26号及び協議第27号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、協議第28号「北上市学童保育所条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。子育て支援課長。

子育て支援課長

ただいま上程になりました協議第28号北上市学童保育所条例の一部を改正する条例について、協議理由を申し上げます。

二子学童保育所のほか2か所を公の施設として追加し、安定的かつ継続的な学童保育所の運営を推進しようとするものであります。

施行日は、令和3年4月1日とするものであります。

以上、よろしく御協議の上、承認賜わりますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました協議第28号について、御質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

子育て支援課長

今年度から、学童保育所については、公の施設として位置付け指定管理者制度の導入を進めております。

市内全18学童保育所について、準備ができた学童から段階的に指定管理者制度に移行しており、現在、黒沢尻北、黒沢尻東、黒沢尻西、飯豊、江釣子の5学童保育所が指定管理者制度を導入しておりますが、新たに二子、いわさき、和賀東の3箇所を追加し、来年の4月1日から指定管理者制度へ移行したいと考えているものであります。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、協議第28号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

御異議なしと認めます。よって、協議第28号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

お謀りします。

次の協議第29号「北上市行政手続における個人番号の利用等条例の一部を改正する条例について」と協議第30号「北上市行政手続における個人番号の利用等規則の一部を改正する規則について」は、関連がありますので、一括して協議したいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

御異議なしと認めます。よって、協議第29号及び協議第30号は、一括して協議いたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。子育て支援課長。

子育て支援課長

ただいま上程になりました協議第29号北上市行政手続における個人番号の利用等条例の一部を改正する条例及び協議第30号北上市行政手続における個人番号の利用等規則の一部を改正する規則について、協議理由を申し上げます。

幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園における副食費の徴収事務等に個人番号を利用するため、当該事務を市が行う個人番号を利用できる事務として定め、申請者の利便性の向上及び事務の効率化を図ろうとするものであります。

施行日は、公布の日とするものであります。

以上、よろしく御協議の上、承認賜わりますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました協議第29号及び協議第30号について、御質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

子育て支援課長

幼稚園、保育園等の施設を使用する際の保護者負担については、保護者の所得状況に応じて市が算定することとなっております。

その際に申請者がマイナンバーを申告することにより、添付資料を省略することができるようになっております。

昨年度の保育料無償化により、3歳以上は無償化となりましたが、保育料と一体的に徴収していた食事代については原則保護者の実費負担となっております。その際、低所得者や多子世帯等については、徴収を免除することとなっておりましたので、法定事務としてマイナンバーを活用することが可能となっております。これを超えた独自利用事務については、各自治体の条例規定によりマイナンバーを使うことができる制度となつたおります。このことから、当市では、国の基準を超えた免除等の支援制度となっており、条例改正によりマイナンバーを使用可能にしようとするものであります。

条例に規定する内容である幼稚園、保育所等の副食費の徴収免除の決定については、国基準よりも条件を緩和して免除を拡大していることから、法定事務以上となるため、条例改正が必要となるものであります。

私立幼稚園給食費給付金については、新たな給付事業として公立幼稚園、保育園と同等の基準により運用しておりますが、文部科学省の主務省令が定まっていないため、市が条例を規定することにより、マイナンバーを利用した事務を行いたいものであります。

これにより、市民税課税所得証明書、身体障害者手帳、生活保護受給証明書等の添付が省略でき、申請者の利便性が向上するものであります。

高橋きぬ代委員

市が独自に設けた支援制度について、マイナンバーを利用する際には条例規定が必要ということでしょうか。

子育て支援課長

お見込みのとおりです。

なお、令和3年度の6月からの情報連携開始となっているのは、国のマイナンバーシステム運用がこの時期となるためとなっております。

照井涉委員

6月までは現状通り添付書類が必要となると捉えてよろしいでしょうか。

子育て支援課長

お見込みのとおりです。

改めて、質問等ござりますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、協議第29号及び協議第30号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

御異議なしと認めます。よって、協議第29号及び協議第30号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、協議第31号「北上市一時保育事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。子育て支援課長。

子育て支援課長

ただいま上程になりました協議第31号北上市一時保育事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示について、協議理由を申し上げます。

国の一時預かり事業費の補助基準額の増額等に合わせて、一時保育の補助金額について、所要の改正をしようとするもので

あります。

改正の内容ですが、一般型における実施保育所への年間延べ利用児童数に応じた補助金の基準額を増額し、また、一般型及び余裕活用型に特別支援加算を追加し障がい児及び多胎児を受け入れる場合、一人当たり日額3,600円を加算しようとするものであります。

なお、この告示は、告示の日から施行し、令和2年度分の補助金から適用するものであります。

以上、よろしく御協議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました協議第31号について、御質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

子育て支援課長

国の交付金要綱が改正されたことに伴う改正となります。

具体的な金額としては、現在、一時保育の年間利用者数に応じて補助金額が変わる制度となっており、年間25人以上300人未満の利用の場合、これまで1,600千円でしたが、2,607千円と増額になったものであります。それぞれのカテゴリーについても、上限額が変わっており、これに合わせて改正をしようとするものであります。

また新規施策として、一般型及び余裕活用型に特別支援児童加算を追加することとしており、障害児や多胎児を受け入れる場合、1人当たり日額3,600円を加算するものであります。

影響額としましては、市内では、一時保育を実施しているのは常盤台保育園の1園のみであり、昨年の実績が197人でありましたので、25人以上300人未満のカテゴリーに該当し、国、県、市がそれぞれ1/3の負担となりますので、市が336千円を負担するものとなります。併せて、加算額としては、これまでの実績として多胎児2名の受け入れ実績がありますので、一旦、5名の受け入れを想定し、6千円の負担となりますので、負担増の分を9月補正で対応したいと考えております。

佐藤和美委員

一般型と余裕活用型の違いは、どの様なものでしょうか。

子育て支援課長

一般型は、施設において当初より受け入れる態勢を整備し、一時的に保育するものとなります。一方で、余裕活用型は、定員に対して入所者が不足している際に、その空いている定員分について一時保育を受け入れるものとなります。余裕活用型の余裕は、定員に余裕があるという意味となります。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、協議第31号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

御異議なしと認めます。よって、協議第31号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、協議第32号「北上市新生児特別定額給付金支給事業実施要綱について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。子育て支援課長。

子育て支援課長

ただいま上程になりました協議第32号北上市新生児特別定額給付金支給事業実施要綱について、協議理由を申し上げます。

新型コロナウィルス感染症の影響を踏まえ、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、令和2年4月28日から令和3年3月31日までに出生した児童を養育する保護者に対し、給付金を支給することについて、必要な事項を定めようとするものであります。

施行日は、令和2年9月1日とするものであります。

以上、よろしく御協議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました協議第23号について、御質問等がありましたらお願ひします。

補足の説明はありますか。

子育て支援課長

これから生まれてくるお子さんに対して給付金を給付し、経済的な負担を軽減したいと考えているものとなります。

国の特別定額給付金における基準日が4月27日であり、4月28日以降に生まれたお子さんは同給付金の対象から外れており、このお子さんにも給付金を支給しようとするものです。

対象児童は、出生時から申請時まで引き続き北上市内に住所を有する者とし、対象者は、対象児童と同居し、これを監護し、かつ、その生計を維持する保護者であって、対象児童の出生時から申請時まで引き続き北上市内に住所を有する者としております。

支給対象児童数は、昨年度5月から3月まで11ヶ月間の出生数584人を参考に600名を見込んでおります。

支給額は、対象児童一人当たり10万円としております。

事業スキームとしては、市へ申請書を提出いただき、指定口座に振り込むこととしております。

費用としては、事務費も含め60,767千円となり、財源に地方創生臨時交付金を活用しようと考えております。

参考までに主な県内他市の事例としては、対象児を令和3年3月31日までとする市と同4月1日までとする市がございますが、当市としましては、令和3年3月31日までしております。

また、支給額は花巻市の5万円を除き、他市は10万円となっております。

支給のスケジュールとしては、2つのパターンで考えており、9月1日施行日となっておりますので、それ以前、8月末までに出生のお子さんについては、市から直接、該当者に申請書を送付することとしております。その申請書を3月末までに提出いただき、申請の翌月に支給することとしております。

また、9月以降に出生したお子さんについては、各自、ホームページや市窓口等で申請書を確認し、提出いただくこととしております。申請期限は、2月までに出生の方は3月末まで、3月生まれの方は4月末までしております。

- 教育長 改めて、質問等ございますか。
- 照井涉委員 スケジュールの確認ですが、8月までに生まれた方については、市が申請書を送付する一方、9月以降に生まれた方については、申請者自ら申請するということでよろしいでしょうか。  
また、どのような周知方法を考えておりますでしょうか。
- 子育て支援課長 申請手法については、お見込みのとおりとなります。  
また、周知については、広報、ホームページも考えておりますが、出生後には、児童手当、母子保健等の市役所窓口での手続きが発生することとなりますので、それぞれの窓口にて周知を図ることを考えております。
- 照井委員 ほぼ周知可能となりますね。
- 子育て支援課長 里帰り出産等、当市から離れて出産される方もいらっしゃるとは思われますが、市民登録の手続きもありますので、家族の方等からも含め、漏れのない周知が可能と考えております。
- 教育長 改めて、質問等ございますか。
- (「無し」との発言あり)
- それでは、協議第32号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
- (「異議なし」との発言あり)
- 御異議なしと認めます。よって、協議第32号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
- これをもちまして、本日の会議を閉じさせていただきます。

(閉会 午前11時30分)